

◎ 東日本大震災に関連した対応

## ◎東日本大震災に関連した対応

平成 23 年 3 月 11 日（金）午後 2 時 46 分、三陸沖を震源とする東日本大地震により、福島第一原子力発電所の電気系統が破壊され、冷却機能が失われたため、放射性物質が周辺地域に飛散するなど深刻な原発事故が発生しました。発生源から 200km 以上離れた首都圏においても、農作物を始め、水道水や下水道汚泥などについて放射性物質を調査するなど市民生活に多大な影響がありました。埼玉県の衛生研究所に設置しているモニタリングポストによる空間放射線量の連続測定をはじめとし、ふじみ野市では、公共施設における空間放射線量の測定などの対応を行いました。

### 1 空間放射線測定

ふじみ野市では、市民の皆様から市内の放射線量の状況を知りたいという強い要望を受け、平成 23 年 6 月 3 日から市内の学校、公園などの 9 つの地点の空間放射線量の測定を開始しました。当初、市では測定器を所有しておらず、機器を所有している他機関などから借用し、週に 1 回程度の測定を実施しました。

その後、平成 23 年 7 月 7 日に簡易測定器を 4 台購入し、市内小学校、市立保育所及び、公園などの公共施設を測定しており、測定結果を市ホームページなどで公表してきました。

### 2 放射線量測定等に関する対処指針及び簡易測定器の貸出し

公共施設の空間放射線量の測定実施以降、その方法や対応についての基準が必要になっておりました。国等においても平成 23 年 10 月頃から放射性物質などに対する法や対応マニュアルなどの整備が進み、市でもその状況を踏まえ、「ふじみ野市放射線量測定等に関する対処指針」を策定し、平成 23 年 12 月 1 日から施行しました。

また、市民自ら、自宅周辺などの空間放射線量を測定する機器の貸し出しを望む声が多数寄せられたことから、平成 23 年 11 月に貸出用の簡易測定器を 5 台購入し、平成 23 年 12 月 1 日から市民などに対し貸出しを始めました。

#### (1) 「ふじみ野市放射線量測定等に関する対処指針」

空間放射線量は、地上 5 cm で毎時  $0.23 \mu\text{Sv}$  以下とし、道路側溝では、地上 50 cm で毎時  $0.23 \mu\text{Sv}$  以下としました。

##### 《地上 5 cm の意味》

この高さの意味ですが、放射線が人体に与える影響が最も大きい部位は内臓（臓器）と言われています。

地上 50 cm の高さは、子どもたちが直立した場合、内臓のほぼ中心にあたります。また、子どもたちは公園などでは寝そべって遊ぶことも想定され、この高さが地上 5 cm にあたるものと考えられます。市では、より安全性を考慮し、地表面に近い地上 5 cm の値を基準といたしました。また、道路沿いの道路側溝は、自動車や自転車、人が通行する場所です。子どもたちが遊ぶことや特に寝そべって遊ぶことも考えにくいので、実情に合わせて地上 50 cm にしたものです。

### 《目標値を超えた場合の対応》

簡易測定器による測定で、目標値を超える数値を確認したときは、より高性能なシンチレーション式サーベイメータで再測定を行います。

### 《除染》

再測定した結果においても、目標値となる毎時  $0.23 \mu\text{Sv}$  を超える公共施設につきましては、日本放射能安全管理学会が示している「個人住宅を対象とするホットスポット発見／除染マニュアル」に基づいて、放射線量を抑える除染作業を行います。

## (2) 簡易測定器の貸出し

市では、市内に住所を有する方または市内に事業所等を有する事業者の方が市内で空間放射線量を測定することに対して、簡易測定器（大気中の放射線量を測定する機器）の無料貸出しを行いました。概要は以下のとおりです。

《貸出開始日》平成 23 年 12 月 1 日（木）から

《貸出期間》平日の午前 9 時から貸し出し、同日の午後 4 時までに返却（祝日、年末・年始は除く。また、土・日曜日の場合 午前 10 時 30 分から貸し出し、同日の午後 4 時までに返却となります。）

《貸出台数》1 回 1 台（市の保有台数は 8 台です）

《貸出方法》電話または環境課窓口で予約をしていただき、貸出日に申請書を提出する。（先着順ですので、ご希望の日に貸出しできない場合があります。）

《貸出・返却》

- ① 貸出日の午前 9 時以降に環境課で貸し出し。  
注意：土・日曜日は、市役所本庁舎警備室で貸し出しを行います。
- ② 貸出しの際、「ふじみ野市放射能測定器貸出申請書」の記入・提出及び本人確認を行いますので、運転免許証、健康保険証、パスポート、住民票など公的機関が発行した証明書を必ず持参して下さい。事業所の場合は、社員証も持参して下さい。
- ③ 返却は、貸出当日の午後 4 時までに環境課（土・日曜日は市役所本庁舎警備室）に直接お願いします。また、返却時に測定結果報告書の提出をお願いします。
- ④ 測定器は精密機器ですので、返却時に作動確認をさせていただきます。

《その他》

- ① 貸出時に、機器の操作方法や注意事項についてご説明します。また、簡単な説明書もお渡ししますので、これらに従った取り扱いをお願いします。
- ② 貸出機器は、大気中の放射線量（ガンマ線のみ）の測定を行うものです。土壤や水の放射性物質の含有の確認や農作物等に付着した放射性物質の測定はできません。また、簡易測定器ですので、測定結果については、あくまでも参考値としてお考え下さい。
- ③ 機器を故障、破損、紛失した場合は、修理等にかかる実費の負担をしていただきますので、取り扱いは十分ご注意下さい。

## 【参考：過去の貸出状況】簡易測定器の貸出状況

(単位：回)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成 23 年度									91	55	32	29	207
平成 24 年度	19	19	3	6	5	1	3	3	2	2	0	0	63
平成 28 年度	5	1	0	8	1	0	3	2	4	3	1	4	32
平成 29 年度	2	0	0	13	2	1	1	3	1	0	0	6	29
平成 30 年度	0	0	1	5	0	0	3	1	1	0	1	3	15
令和元年度	0	0	0	1	1	0	0	2	0	0	0	2	6
令和 2 年度	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	4	10